

令和元年6月10日

松阪市議会議長

中島清晴様

無所属の会・みらい  
田中正浩

## 議員研修会参加報告

令和元年5月30日に東京都で開催された全国災害ボランティア議員連盟研修会に参加してきましたのでご報告いたします。

■日時	令和元年5月30日（木） 13：15～16：40
■会場	衆議院第2議員会館 1階 多目的会議室
■研修会の名称	全国災害ボランティア議員連盟研修会
■主催	全国災害ボランティア議員連盟
■参加者	国会議員12名、全国の自治体議員約60名

【研修①】 講義 「国や地方の生活再建支援制度」  
講師：内閣府政策統括官防災事業推進担当 杉田雅文氏

杉田氏から大きく分けて

- ① 経済面の支援 （被災後のくらしの状況から支援制度を探す）
- ② 住まいの確保・再建のための支援  
（住まいの被災状況と再建の意向から支援制度を探す）
- ③ 農林漁業・中小企業・自営業への支援 （事業再建のための支援制度を探す）
- ④ 安全な地域づくりの支援 （地域づくりのための支援制度を探す）

以上①～④の被災者支援に関する各種制度の概要についての説明があり  
それぞれの支援から活用できる支援制度について例を上げての説明がありました。  
続いて被災者生活再建支援金制度の概要説明で

1. 制度の趣旨  
自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援援助金を支給することにより、その生活を支援し、住民の生活の安定と被災地の速やかな復興にすることを目的とする。
2. 制度の対象となる自然災害  
10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村等
3. 制度対象となる被災世帯 上記の自然災害により
  - ① 住宅が「全壊」した世帯
  - ② 住宅の半壊、または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
  - ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不可能な状態が長期間継続している世帯
  - ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
4. 支援金の支給額 いろいろなパターンの説明があり50万～300万の基礎支援金と加算支援金の説明
5. 支援金の支給申請窓口や申請時の添付書面・申請期間の説明がありました。

**【研修2】 協議「被災者の生活再建支援のありよう」**  
講師 川上哲也（NPO法人 Vネット）他

1. 阪神淡路大震災の発生の後、被災者生活再建支援法の制定が平成10年5月に成立し、鳥取県西部地震（平成12年）、宮城県北部地震（平成15年）を経て平成15年支援法の改正があり従前の「半壊」を分離し「大規模半壊」（50～60%）、「半壊」（40～20%）にし支給額も100万から最大300万に変更になった箇所の説明がありました。続いて新潟県中越地震（平成16年）、能登半島地震（平成19年）等の発生があり現在の被災者生活再建支援制度の基礎になっているとの説明があった。
2. 今回県会議員が多く出席されていて①岐阜県被災者生活・住宅再建支援制度②群馬県市町村被災者生活支援制度③鹿児島県被災者生活支援制度④福井県被害者生活支援制度など各県の事例の紹介や説明があり講師を交えた意見交換の協議が行われた。



### 【所感】

南海トラフ大地震の発生を考え市会議員になりすぐに全国災害ボランティア議員連盟に入りました。去年は、研修会に参加せず今回初参加になりました。近年日本中で起きている自然災害を経験された地域の県会議員から内閣府の講師になぜこのような災害では、被災者生活支援制度の適用にならないかなど活発な意見交換が行われておりました。被災者生活再建支援金制度の概要すら私の頭の中には入っておらず反省させられる思いでした。平成30年度で被災者生活再建支援法適用状況を調べてみましたが地震では、島根県西部地震（太田市）、大阪北部地震（高槻市）、北海道胆振東部地震（北海道全域）豪雨被害では、7月豪雨で12県に適用区域  
台風では、台風24号による被害では、鹿児島県（大島郡）で適用になっております。これらの被害の中で同一災害でありながら同一支援の適用にならなかったことなど問題点の指摘もありました。被災者生活再建支援金は、都道府県の相互扶助制度のため、一定規模以上の災害が対象でありこのような災害が発生すれば都道府県

に支援金の支給義務が発生します。しかし被災世帯数が少なく対象にならない場合でも都道府県が条例で独自支援制度を設立すれば1/2を特別交付税で措置できるので被災者生活支援ができるとのことでした。しかし残念ながら三重県は、入っておらず現在18府県（30年4月時点）で「同一災害・同一支援を実現」しているのを知りました。災害の多い三重県での県条例の制定を強く推し進めることの必要性をあらためて感じました。

災害に対して備えていても必ず災害は発生します。今回の研修で被災した人たちをいかに早く立ちなおせるかを改めて感じました。今回研修したことは公助であります。自助は、保険などに加入することの重要性を改めて感じました。「研修会で保険に入れない方は、どうする。」など質問がありましたが自分の守るべき財産があるのなら自分でお金を出して守るべきであるとあらためて感じましたが保険金額に関しての結論は、わかりませんが早い復旧のために保険に加入することが必要だと改めて感じました。よって安い金額で入れる共済などの再度の整備など車の自賠責保険のような保険体制も必要かなと感じております。

また災害から一日も早い復興するためには、被災者が生活再建への意欲を持ちいろいろな支援制度を活用しながら取り組むことの必要性を改めて感じました。これらの制度も議員として理解し地域住民に適切なアドバイスができるように勉強しなければならないと思います。

あわせて災害による被害を軽減し、より早い復興をするためには、日頃からの取り組みも大切にしなければならないと思います。「自分の身は自分で守り」「自分たちの地域は、自分たちで守る」このことを考え日頃の防災対策にあらためて取り組んでいかなければならないと思いました。